

# 第539回 海務協議会

(1) 日時：平成28年7月13日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「船舶寄港地リスト(ポートオブコール・ボヤジメモ)の提出に対するお礼」について  
監視部：石田 上席監視官
2. 「託送品申告書の申告者欄の記載」について  
監視部：石田 上席監視官
3. 「船舶の資格認定」について  
監視部：石田 上席監視官

(4) その他・質疑応答

- ・7月期の税関人事異動に伴う担当官の挨拶

開催予定日 平成28年 9月 7日（水） 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、  
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra\_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> (横浜税関)

<http://www.kanzei.or.jp> (日本関税協会)

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> (日本関税協会横浜支部)

平成28年7月13日

船舶代理店 各位

横浜税関 監視部

伊勢志摩サミット等の開催に伴う水際対策の強化等の実施に伴う  
船舶寄港地リスト(ポートオブコール・ボヤジメモ)の提出に対するお礼について

平素より、税関行政に関しまして、多大なるご理解とご協力をいただきありがとうございます。

伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合(以下、「伊勢志摩サミット等」という。)については、本年5月26日(木)から27日(金)の首脳会議をもちまして無事終了しました。

横浜税関では、伊勢志摩サミット等を標的としたテロ行為等を未然に防止すること、会議の円滑な実施に資すること等を目的とした、水際対策の強化の一環として横浜港に入港する全ての船舶(公用船や特殊船舶を含む)を対象に、入港の3か月前までの寄港地等が確認できる書類のご提出をお願いしておりました。

今般、伊勢志摩サミット等が終了したことから、船舶寄港地リストの提出につきましても5月28日(土)をもちまして終了することと致します。

これまでのご協力に対してお礼を申し上げますとともに、今後も引き続き税関行政に対してご理解とご協力をお願い致します。

御協力ありがとうございました。

※監視部総括・許可部門(045-212-6077)



## 輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書（C - 5340）

「積出港」の項には、輸出の場合は船積みをする本邦の港名、輸入の場合は船積みをした外国の港名を記載する。

「（船（取）卸港）」の項には、輸出の場合は船（取）卸予定の外国の港名、輸入の場合は船（取）卸をした本邦の港名を記載する。

「価格」の欄には、価格が判明している場合にのみ記載する。

「申告年月日」及び「申告者住所氏名印」の項には、税関に申告する年月日及び託送品の送達を受託した者（携帯品又は別送品の場合は輸入者）の住所、氏名をそれぞれ記載し、なつ印署名する。

○. 国内貿易に一週間以上連続して従事する船舶の資格の認定について

今般、国内貿易(保税運送貨物の国内運送)に従事する事となってから一週間以上経過していたにも関わらず、外国往来船(外国貿易船)の資格のまま運航していた船舶があったことから、改めて船舶の資格の認定について周知するものである。

外国貿易船として運航していた船舶が、一時的に国内貿易に従事する場合は、一週間以内に外国貿易に再度従事する予定がある場合を除き、沿海通行船に資格変更の届出を提出する必要がある。また、資格変更の届出を提出せずに一週間以上国内貿易に従事する事となった場合はその超えた日から沿海通行船として取扱い、その後最初に入港した港にて事後で内変の届出をすること。

日付		6月30日	7月1日	7月6日	7月8日	7月9日	7月10日	
滞在港	外国寄港地	横浜港	千葉港	航行中			川崎港	国内寄港地
入港地作業		積載外国貨物全量卸	保税運送貨物積載	外国寄港予定	外国寄港中止	自動的に資格変更	入港時に事後届出	
実際の船舶資格	外国貿易船					沿海通行船		
所持している資格証書	外国貿易船					沿海通行船		

## 【参考】関税法基本通達

### 第3章 船舶及び航空機

#### (船舶等の資格の認定)

15-1 法第15条及び法第15条の3の規定の適用に当たっての船舶又は航空機（以下、本章において「船舶等」という。）の資格は、それらの船舶等の開港等への入港の時における性質、その入港の目的等を客観的に判断して認定するものとし、その具体的取扱いは、次による。

なお、船舶等の資格の認定に際しては、法第25条の規定に基づく令第23条第2項の規定による資格証書を参考にはするが、その資格証書によって船舶等の資格が確定するわけではないので留意する。

～省略～

(7) 外国貨物を積載していない外国貿易船が、法第25条の規定による資格変更の手続をすることなく、一時国内貿易に従事した場合において、その国内貿易に係る貨物を積載した日から1週間を超えることとなったときは、その超えた日から沿海通航船になるものとする。

～省略～

(9) ただし、上記(3)、(4)又は(7)の場合において、それらの規定により船舶等の資格が変更することとなる前に、法第25条の規定による資格変更の届出があったときは、上記(3)、(4)又は(7)の規定にかかわらず、その届出を受理した時にそれぞれの船舶等の資格が変更することとなるものであるから、留意する。

#### (船舶等の資格変更の届出手続)

25-1 法第25条の規定による船舶等の資格変更の届出手続は、次による。

(1) 船舶等の資格変更の届出は、「船舶・航空機資格変更届」(C-2240)1通にその届出の時における船舶等の資格を証する書類、積荷目録、船用品目録、携帯品目録等を添付して提出することにより行うものとし、これを受理したときは、その資格の変更を証する書類として「船舶・航空機資格証書」(C-2250)を交付するものとする。

この場合において、その資格の変更が、船舶等の資格を内変しようとするものであるときは、上記の届出者が添付すべき書類は、船舶等の資格を証する書類のほか、それらの船舶等の入港の際に提出されたものによるものとする。

なお、外国貨物を積載していない外国貿易船が一時国内貿易に従事した場合において、天候の都合その他やむを得ない理由によりその航行等の期間が当初の予定を超えることとなったため前記15-1の(7)の規定による沿海通航船とされることとなったときにおいては、便宜、その資格の変更後最初に入港した港において、事後の届出をすることとして差し支えない。